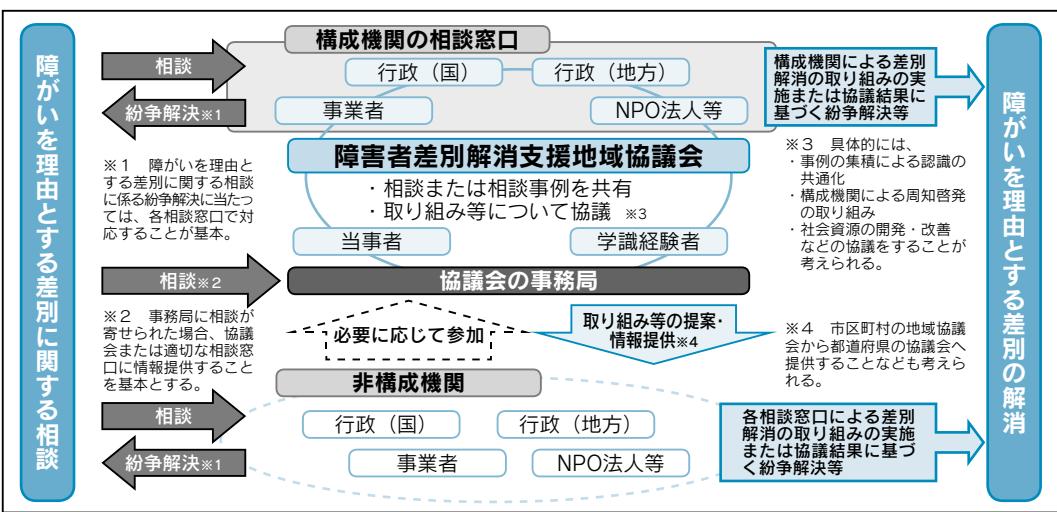


# 秩父地域障害者

## 差別解消支援地域協議会が設置されました

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」の規定に基づき、秩父地域障害者差別解消支援地域協議会が設置されました。

### 地域協議会は何をするの?



問 障がい者福祉課  
27-17331 FAX 22-17168

## 新年を飾る、力作をぜひ! 市報ちちぶ1月号 カラー表紙写真を募集!

市内で撮影した風景や行事、人物などのカラー写真で、新年号にふさわしい写真を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学の方

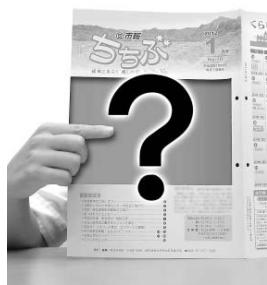
サイズ キャビネまたは2L (デジタルの場合は600万画素、1MB以上とし、メールでの応募も可)

構図 現行の市報の表紙に被写体が収まる形で撮影したもの

応募期間 10月11日(火)~11月18日(金)

※選考結果は応募者に通知します。なお、応募方法や注意点等詳しくは、市HPをご覧ください。

問 秘書広報課 22-2505  
✉ hisyo@city.chichibu.lg.jp



## 障害者差別解消法 住民・事業者・行政 合同講演会

～秩父地域を障がいのある人もない人も  
暮らしやすいまちに～

できる限り乗り合わせや公共交通機関をご利用ください。  
講師 野澤和弘氏 (毎日新聞社委員)  
お話を伺える貴重な機会です。  
講師 野澤和弘氏 (毎日新聞社委員)  
要約筆記もあります。

※事前申し込み不要、当日直接会場へお越しください。手話通訳・要約筆記もあります。  
定員 250人  
参加費 無料

平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」について、秩父地域の市町が共催で住民・事業者・行政向け講演会を開催します。  
時と  
時 (開場は午後1時30分)  
ところ 横瀬町公民会館ホール  
※駐車場に限りがありますので、

法が円滑に施行され、秩父地域を暮らしやすいまちにするためには行政職員だけではなく、住民や事業者の皆さんのご理解・ご協力が不可欠ですので、多くの方の参加をお願いします。

問 障がい者福祉課  
27-17331 FAX 22-17168

ルールを守って正しく動物を飼いましょう!

犬や猫などの愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処せられます。

※この内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められています。